

大口町告示第49号

大口町敬老事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町敬老事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町敬老事業実施要綱（平成19年大口町告示第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「多年にわたり」の次に「地域及び」を加え、「高齢者の長寿を祝い、自らの生活意欲を高めるために」を「高齢者の長寿を祝福するとともに敬老の意を表すために」に改める。

第3条第1項中「町内に居住し、大口町の住民基本台帳に記録されている者に対して、当該年度の12月31日現在において次の各号の年齢区分に応じ当該各号の金額」を「、次の各号のいずれにも該当する者に対して、2万円」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度の4月1日から祝い金支給日まで、引き続き大口町の住民基本台帳に記録されている者

(2) 当該年度の12月31日において、99歳に達している者

第3条第1項第3号及び第4号を削る。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。